

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

農林水産省 農産局 技術普及課  
 畜産局 企画課  
 林野庁 林政部 経営課  
 水産庁 漁政部 水産経営課

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（①農林漁業者等関係）		
税目	所得税、法人税		
要望の内容	<p><b>【措置の概要】</b>                  一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p><b>【要望の内容】</b>                  適用期限を2年延長する。</p>		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	-	百万円 (▲46,300百万円) ( -百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

農林漁業者及び協同組合等（以下「農林漁業者等」とする。）は中小規模の事業者がほとんどであり、農林水産物の安定供給を確保するためにも、生産性の向上等により経営体質を強化していくことが必要不可欠である。また、農林漁業は、地域経済においても基礎的かつ中心的な役割を担っており、農林漁業の持続的かつ健全な発展は、食品産業や観光業等を含めた地域経済の活性化にも繋がる。

このため、生産性の向上に資する農林漁業機械等の導入（機械化等投資）を加速させ、農林漁業における継続的な生産性向上及び経営改善・強化を通じて、農林漁業者等の経営安定及び農林水産物の安定供給を確保することを目的とする。

(2) 施策の必要性

農林漁業は中小企業の事業者がほぼ全体を占めており、財務基盤や投資体力が脆弱であるため、機械化等投資による生産性向上を図る意欲と能力を有していても、取り巻く経営環境が厳しい状況にある中で、十分な資金を充当できず、当該投資が遅れがちである。

こうした農林漁業者等が、農林漁業機械等の導入を円滑に進め、農林漁業の生産性向上を図るには、投資インセンティブとして農林漁業機械等の取得に伴う初期投資の負担軽減を図ることが重要である。

本特例措置は、農林漁業機械等に対する投資を行う意欲と能力のある農林漁業者等を広く支援するものであり、農林漁業の生産性向上等を通じた農林漁業者等の経営安定及び農林水産物の安定供給のために必要不可欠である。

さらに、令和6年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太の方針）」においても、「農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障」として、将来にわたる食料の安定供給確保に必要な総合的な対策に向けた指針が位置づけられている。

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

5. 地方創生及び地域における社会課題への対応

(4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

食料安全保障の強化に向け、食料自給率その他の新たな目標設定や農林水産業・食品産業の生産基盤の強化とともに、安定的な輸入と備蓄を確保しつつ、水田の汎用化・畑地化を含め輸入依存度の高い食料・生産資材の国内生産力拡大等の構造転換を推進する。食料供給基盤強化も念頭に海外需要に応じた農林水産物・食品の輸出を促進する。

(略)

農業の持続的な発展に向け、地域計画を踏まえた担い手の育成・確保と農地の集積・集約化や土地改良事業、サービス事業体の育成・活動の促進とともに、農地の総量確保と適正・有効利用や食品産業と連携した農業法人の経営基盤強化、スマート技術の開発と生産方式の転換や実装加速化、経営安定対策、家畜疾病対策、女性活躍等を進めるほか、人口減少に対応した適切な用排水施設等の保全管理のための土地改良法制について次期通常国会提出を目指す。農村の振興に向け、中山間地域等の農地保全や粗放的利用対策、農村関係人口の増加に資する地域産業振興、農福連携、鳥獣対策、棚田地域の振興等を進める。

		<p>森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。</p> <p>着実な水産資源管理と操業形態の転換、養殖業の成長産業化、漁業者の人材育成・経営安定、漁船等の生産基盤整備、海業の全国的な展開等を進める。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 2 農業の持続的な発展 5 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展 6 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 2-⑨ 需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化 5-⑳ 林業の持続的かつ健全な発展 ㉑ 林産物の供給及び利用の確保 6-㉔ 漁村の活性化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(農業) 本措置の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和6年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：55,487円（令和5年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること。</p> <p>(林業) 本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。 〔令和12年の労働生産性〕 主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 本措置により、効率的かつ安定的な水産業のための体質強化を目標とする。 (令和7年度及び令和8年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：2,689百万円)</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>令和7年4月1日～令和9年3月31日まで（2年間）</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>(農業) 政策の達成目標と同じ</p> <p>(林業) 主伐 9m<sup>3</sup>/人・日 間伐 6m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 政策の達成目標と同じ</p>

		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(農業)          前回の目標は、「青色申告所得納税者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額の値：48,547円（令和3年度実績（推計値））を基準値とし、これを維持すること」であり、令和5年度実績は55,487円であった。          このように、本特例措置は農業機械の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>(林業)          林業機械の導入等により、素材生産の労働生産性は長期的には上昇傾向で推移しており、政策目的の実現に寄与してきたと言える。また、これまでの傾向を踏まえれば、今後も寄与することが見込まれる。現状の素材生産の労働生産性は、主伐で7m<sup>3</sup>/人・日程度、間伐で4m<sup>3</sup>/人日程度であるが、今後は、当該租税特別措置や補助事業を活用して、林業機械等の導入を更に進めていくことで、最終目標に近付けていくことが可能である。</p> <p>(水産業)          前回の目標は、「令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,486百万円（本特例措置を受ける投資額（見込額）の割合（平均）：46.1%）」であった。          本特例措置を講じることにより、漁協等により約48～91億円の投資がなされ、水産業の体質強化に貢献している。          このように、本特例措置は水産関係機械等の導入に効果を上げており、引き続き、生産性の向上に資する水産関係機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p>																
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>(農業)</p> <table border="1" data-bbox="563 1288 1166 1514"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(台)</td> <td>27,806</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>11,079</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>1,438</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査の結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から見込額等を算出している。</p> <p>(林業)</p> <table border="1" data-bbox="563 1769 1166 1995"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(組合)</td> <td>642</td> </tr> <tr> <td>適用件数(件)</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>減税見込額(百万円)</td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、森林組合等を特定することが困難であること</p>	区分	令和7年度 (見込)	対象数(台)	27,806	適用件数(件)	11,079	減税見込額(百万円)	1,438	区分	令和7年度 (見込)	対象者数(組合)	642	適用件数(件)	66	減税見込額(百万円)	103	
区分	令和7年度 (見込)																		
対象数(台)	27,806																		
適用件数(件)	11,079																		
減税見込額(百万円)	1,438																		
区分	令和7年度 (見込)																		
対象者数(組合)	642																		
適用件数(件)	66																		
減税見込額(百万円)	103																		

			<p>から、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に実施。</p> <p>(水産業)</p> <table border="1" data-bbox="564 293 1171 517"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(組合)</td> <td>1,897</td> </tr> <tr> <td>適用件数(組合)</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>減収額(百万円)</td> <td>87</td> </tr> </tbody> </table> <p>※適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。</p>	区分	令和7年度 (見込)	対象者数(組合)	1,897	適用件数(組合)	38	減収額(百万円)	87
区分	令和7年度 (見込)										
対象者数(組合)	1,897										
適用件数(組合)	38										
減収額(百万円)	87										
	<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)</p>		<p>本特例措置の現行制度については、税額控除と特別償却の選択適用を可能としており、これにより、農林漁業者等は機械化等投資を行う初年度の税負担軽減による資金繰りの緩和、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。このことは、農林漁業者等の資金繰りやキャッシュフローの改善といったメリットを生じさせる効果があり、機械化等投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、幅広く農林漁業者等の設備投資を支援するが、対象設備を一定要件以上のものに限定するなど、生産性向上に資する機械化等投資に重点化して支援を行う制度設計がなされている。</p>								
	<p>相当性</p>	<p>当該要望項目 以外の税制 上の措置</p> <p>予算上の 措置等の 要求内容 及び金額</p>	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p> <p>(関連する措置) (農業) 令和6年度 ・農地利用効率化等支援交付金のうち先進的農業経営確立支援タイプ 1,086百万円の内数</p> <p>(林業) 令和6年度森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち ・林業・木材産業循環成長対策 約64億円の内数 ・林業・木材産業金融対策 約4億円の内数</p> <p>(水産業) 令和6年度 浜の活力再生・成長促進交付金 約20億円の内数</p>								

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>農林漁業者等による農林漁業機械等に対する投資を促進するためには、対象となる農林漁業者等が限定される上記予算措置では不十分であり、設備投資額も非常に高額であることから、農林漁業機械等への投資を計画的に自ら行おうとする意欲と能力のある農林漁業者等を広く支援できる本特例措置等と一体的に講じることが政策効果の拡大に繋がる。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>農林漁業者等による農林漁業機械等に対する投資（機械化等投資）を促進し、生産性向上の底上げを図るためには、対象とする者や機械等が限定される補助事業では不十分であり、機械化等投資を計画的に行う意欲と能力のある農林漁業者等を幅広く支援できる税制措置が政策手段として妥当である。 また、本特例措置は農林業業者等における機械等への投資の促進に大きなインセンティブとなり、農林漁業経営の効率化が図られる。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>(農業) 【適用件数】 令和2年度：9,178件 令和3年度：11,851件 令和4年度：10,918件 令和5年度：11,079件</p> <p>【減収額】 令和2年度：1,061百万円 令和3年度：1,324百万円 令和4年度：1,197百万円 令和5年度：1,438百万円</p> <p>本特例措置の対象機械等の出荷額等により減収見込額を算出。</p> <p>(林業) 【適用件数（組合）】 令和2年度：52件 令和3年度：65件 令和4年度：64件 令和5年度：68件</p> <p>【減収額】 令和2年度：74百万円 令和3年度：103百万円 令和4年度：108百万円 令和5年度：98百万円</p> <p>(水産業) 【適用件数（組合）】 令和2年度：32件 令和3年度：37件 令和4年度：47件 令和5年度：38件</p> <p>【減収額】 令和2年度：137百万円 令和3年度：132百万円 令和4年度：193百万円 令和5年度：87百万円</p>

	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6  適用件数：（特別償却）21,339件の内数  （税額控除）29,254件の内数  適用額：（特別償却）1,814億円の内数  （税額控除）189億円の内数  （令和4年度適用状況の適用業種全体の総数であること。）</p> <p>（農業）  「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に基づく適用実態調査結果に関する報告書では、農林水産業者全体の調査結果となっている。このため、農業機械の出荷額等から適用実績を算出している。</p> <p>（林業）  「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書では、森林組合等を特定することが困難であることから、「森林組合、森林組合連合会に対する税制特例措置利用状況等調査」を独自に実施し、「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」に定められた適用実施調査について報告を行っている。</p> <p>（水産業）  適用件数については、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」に定められた適用実態調査の結果に関する報告書において、漁協等を特定することが困難であることから、「漁業協同組合等に係る税制特例措置等の利用状況調査」を独自に実施。なお、同調査に基づき、「租税特別措置の適用状況の透明化に関する法律」に定められた適用実施調査について報告を行っている。</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>（農業）  生産性向上をもたらす農業機械等は初期投資額が大きいいため、本特例措置による初期投資額の軽減等は農業者による機械化等投資に大きなインセンティブとなり、農業の生産性向上に大きく寄与する。</p> <p>（林業）  森林組合における高性能林業機械の保有台数は年々増加しており、生産性の向上を実現し、生産コストの縮減につながっている。また、森林組合の素材生産量も H16：2,681 千m<sup>3</sup> から、H25：4,520 千m<sup>3</sup>、R4：6,701 千m<sup>3</sup>へと着実に拡大している。</p> <p>（水産業）  本特例措置により、漁協等による機械等に対する投資促進が図られ、水産業の体質強化に貢献している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>（農業）  本税制の直接的効果となる農業機械の導入状況として、令和4年度における青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額（中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く）の値：48,547円（令和3年度実績（推定値））を基準値とし、これを維持すること。</p>

		<p>(林業) 本措置により、森林組合等が行う素材生産の労働生産性を向上させ、低コストかつ効率的な素材生産を行うことを目標とする。</p> <p>[令和12年の労働生産性] 主伐 11m<sup>3</sup>/人・日 間伐 8m<sup>3</sup>/人・日</p> <p>(水産業) 水産業の体質強化 他産業並みの所得を確保しうる効率的かつ安定的な水産業の育成</p> <p>(令和5年度及び令和6年度の2年間に本特例措置の下で、漁協等が取得する機械等の金額：4,486百万円(本特例措置を受ける投資額(見込額)の割合(平均)：46.1%) )</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>(農業) 令和5年度の青色申告を行っている農業所得者1人当たりの160万円以上の農業機械取得額(中小企業経営強化税制の対象と想定される高性能農業機械を除く)の実績値は55,487円で、目標を達成している。引き続き、生産性の向上に資する農業機械等の導入を促進するため、本特例措置を講じる必要がある。</p> <p>(林業) 達成目標の実現状況であるが、素材生産の労働生産性については、令和4年度実績で所期の目標に対する達成度合は、主伐が6割程度、間伐が5割程度となっている。 生産性は傾斜や距離などの素材生産現場の条件によって影響を受けるが、森林組合等は森林の公益的機能の発揮等のため、効率性の悪い場所においても施業を行う必要があることから、目標を達成できていない要因の一つと考えられる。</p> <p>(水産業) 令和5年度及び令和6年度の2年間に漁協等が取得する機械等の実績見込みは2,689百万円(本特例措置を受けた投資額の割合(平均)：14.9%)である。 目標に達していない理由として、水産業は他産業に比べ外的要因の影響が大きく、近年の水産資源変動等により、その体質強化が十分に進んでいないことが考えられる。よって引き続き本特例措置により生産性向上に向けた設備投資の促進を図る必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上)</p> <p>平成12年度 1年間の延長(平成13年5月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長)</p> <p>平成14年度 2年間の延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)</p>

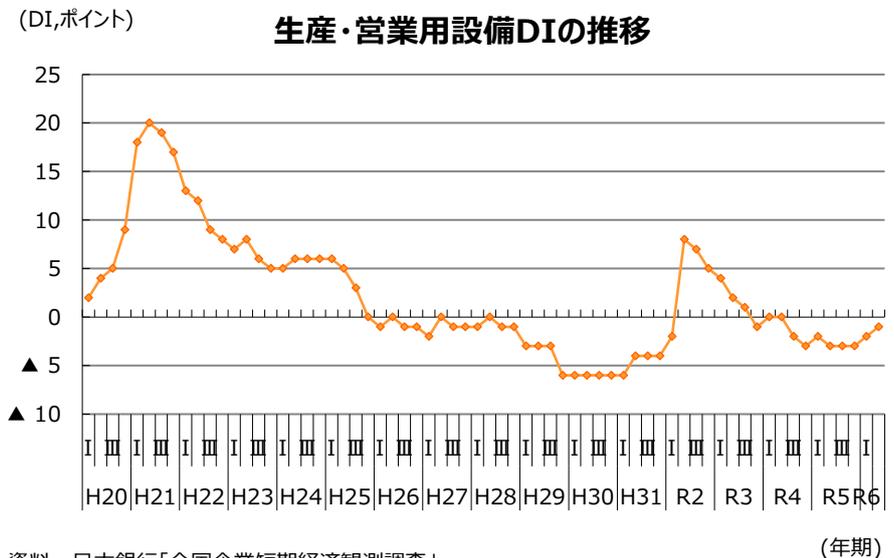
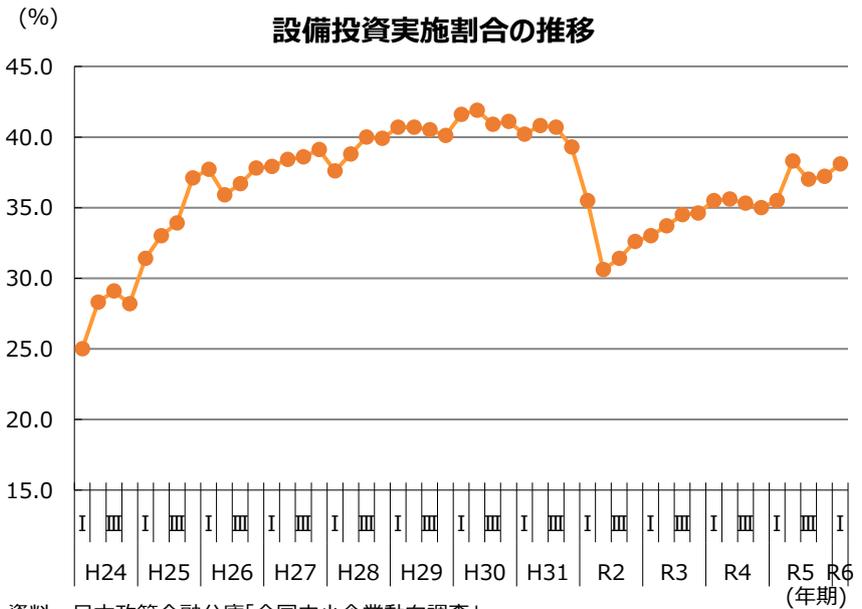
平成20年度	2年間の延長（平成22年3月迄の適用期間の延長）
平成22年度	2年間の延長（平成24年3月迄の適用期間の延長）
平成24年度	2年間の延長（平成26年3月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成26年度	3年間の延長（平成29年3月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成29年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長（平成31年3月迄の適用期間の延長）
平成31年度	2年間の延長（令和3年3月迄の適用期間の延長）
令和3年度	2年間の延長（令和5年3月迄の適用期間の延長）
令和5年度	2年間の延長（令和7年3月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ）

項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長（②食品企業者関係）		
税目	所得税 法人税		
要望の内容	<p>&lt;制度の概要&gt;                  一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。</p> <p>&lt;要望の内容&gt;                  適用期限を2年間延長する。</p>		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	一百万円 （▲46,300百万円） （一百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的                  中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性                  人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 1 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 新たな価値の創出による需要の開拓</p>																										
		政策の達成目標	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）																										
		同上の期間中の達成目標	<p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>																										
		政策目標の達成状況	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p> <p style="text-align: center;"><b>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率</b></p> <table border="1"> <caption>中小企業の設備投資対キャッシュフロー比率 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>比率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H22</td><td>51.0</td></tr> <tr><td>H23</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>H24</td><td>52.0</td></tr> <tr><td>H25</td><td>53.0</td></tr> <tr><td>H26</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>H27</td><td>54.0</td></tr> <tr><td>H28</td><td>56.0</td></tr> <tr><td>H29</td><td>54.0</td></tr> <tr><td>H30</td><td>55.0</td></tr> <tr><td>H31</td><td>53.0</td></tr> <tr><td>R2</td><td>58.0</td></tr> <tr><td>R3</td><td>54.0</td></tr> <tr><td>R4</td><td>55.0</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査季報」 (注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。 (年期) キャッシュフローは経常利益×0.5+減価償却費で計算している。</p>	年次	比率 (%)	H22	51.0	H23	55.0	H24	52.0	H25	53.0	H26	55.0	H27	54.0	H28	56.0	H29	54.0	H30	55.0	H31	53.0	R2	58.0	R3	54.0
年次	比率 (%)																												
H22	51.0																												
H23	55.0																												
H24	52.0																												
H25	53.0																												
H26	55.0																												
H27	54.0																												
H28	56.0																												
H29	54.0																												
H30	55.0																												
H31	53.0																												
R2	58.0																												
R3	54.0																												
R4	55.0																												



(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。  
(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

有効性	要望の措置の適用見込み	<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和7年度 50,290件  令和8年度 50,190件  ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファ</p>

		<p>イナンス・リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり(令和6年度中小企業庁アンケート調査より)、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連のその他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(内航船舶以外はファイナンス・リースも含む)に適用を可能とする一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされている。</p>
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】 令和2年度：49,060件 令和3年度：51,857件 令和4年度：50,593件</p> <p>【減収額】 令和2年度：463億円 令和3年度：501億円 令和4年度：463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11 適用件数：(特別償却) 21,339件 (税額控除) 29,254件 適用額：(特別償却) 1,814億円 (税額控除) 189億円 ※令和4年度の適用状況</p>

	<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>税制措置による設備投資の押し上げ（下支え）効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。</p> <p>令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されている。</p> <p>※公表ページ          総務省ホームページ          租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書（個別）【概要】」  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf</a></p> <p>同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。</p> <p>このように、一定の効果が確認されたところであるが、本税制の効果を確認する手法として、今後も、税制利用企業のデータを活用した効果検証の手法の活用を検討する。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活性化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。</p> <p>具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上          80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上          30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備DI          設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成10年度 「総合経済対策」（平成10年4月）に伴う措置として創設</p> <p>平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上）</p> <p>平成12年度 1年間の延長（平成13年5月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成13年度 10ヶ月の延長（平成14年3月末までの適用期間の延長）</p> <p>平成14年度 2年間の延長（平成16年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ</p> <p>平成16年度 2年間の延長（平成18年3月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ</p> <p>平成18年度 2年間の延長（平成20年3月末までの適用期間</p>

	の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加)
平成 20 年度	2年間の延長(平成 22 年 3 月末までの適用期間の延長)
平成 22 年度	2年間の延長(平成 24 年 3 月末までの適用期間の延長)
平成 24 年度	2年間の延長(平成 26 年 3 月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加)
平成 26 年度	3年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長)、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充
平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)
令和元年度	2年間の延長(令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)
令和 3 年度	2年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。
令和 5 年度	2年間の延長(令和 7 年 3 月末までの適用期間延長)、対象資産から、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。